

浜松市資源物集団回収協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源物集団回収団体（以下「回収団体」という。）が資源回収業者等（以下「回収業者等」という。）に引き渡した（市からの委託による場合を含む。以下同じ。）資源物の回収実績に対し交付する資源物集団回収協力金（以下「協力金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(回収団体の要件)

第2条 協力金交付の対象となる回収団体は、次の各号に掲げる団体とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するPTAその他の営利を目的としない団体

(2) その他市長が必要と認める営利を目的としない団体

2 回収団体は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 資源物の集団回収を市内で実施する団体であること。

(2) 資源物の回収を自ら実施している団体であること。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める団体は、回収団体としない。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）と密接な関係を有する団体

(3) 暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(回収団体の届出)

第3条 協力金の交付を受けようとする回収団体は、資源物集団回収団体届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の資源物集団回収団体届出書（第1号様式）の提出は、資源物集団回収団体届出書（第1号様式）に記載すべきこととされている事項を当該提出しようとする者の使用に係る電子計算機（市長が定める技術基準に適合するものに限る。）から入力して行うことをもってこれに代えることができる。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、回収団体として登録（以下「登録団体」という。）するとともに、届出者に資源物集団回収団体登録通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(登録の取消)

第5条 市長は、登録団体が次の各号に該当する場合、その登録団体の登録を取り消すこ

とができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により登録又は協力金の交付を受けた登録団体
- (2) 第2条第3項各号に該当すると市長が認めた登録団体
- (3) その他市長が登録の取り消しを必要と認める登録団体
(廃止等の届出)

第6条 登録団体は、登録団体の廃止及び登録内容に変更が生じたときは、速やかに資源物集団回収団体登録変更・廃止届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の資源物集団回収団体登録変更・廃止届出書(第3号様式)の提出は、資源物集団回収団体登録変更・廃止届出書(第3号様式)に記載すべきこととされている事項を当該提出しようとする者の使用に係る電子計算機(市長が定める技術基準に適合するものに限る。)から入力して行うことをもってこれに代えることができる。

(登録団体の責務)

第7条 登録団体は、資源物の回収ごとに回収量等を把握し、市長から要求があった場合はその旨を報告しなければならない。

- 2 登録団体は、回収業者等が引き取らなかった資源物等は、自らの責任においてこれを処分しなければならない。

(協力金対象品目)

第8条 協力金の対象となる再資源化可能な資源物(以下「対象資源物」という。)の品目は、別表の対象品目の欄に定める。ただし、事業活動に伴って生じたものを除く。

(協力金)

第9条 協力金は、対象資源物を回収し、その対象資源物を回収業者等に引き渡した登録団体に対し交付するものとし、その金額は別表の協力金額の欄に定める。

(協力金の申請)

第10条 対象資源物を回収業者等に引き渡した登録団体が協力金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに、資源物集団回収実績報告書(第4号様式)に資源物集荷取引伝票(第5号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 4月から2月までの間に対象資源物を回収業者等に引き渡したとき 引き渡した年度の3月5日(回収業者等から資源物集荷取引伝票の発行が遅れる場合その他市長が特に必要があると認める場合にあっては、3月31日)

- (2) 3月に対象資源物を回収業者等に引き渡したとき 引き渡した翌年度の3月5日

- 2 前項の資源物集団回収実績報告書(第4号様式)の提出は、資源物集団回収実績報告書(第4号様式)に記載すべきこととされている事項を当該提出しようとする者の使用に係る電子計算機(市長が定める技術基準に適合するものに限る。)から入力して行うことをもってこれに代えることができる。

(協力金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の適否を審査し、協

力金の交付を決定したときは、当該登録団体に対し協力金を交付するものとする。

2 協力金の交付は、前条の規定による申請があった月の翌々月までに支払うものとする。

(加算金の対象団体)

第12条 対象資源物のうち紙類（以下「対象紙類」という。）の収集量の増加に尽力した登録団体は、次の各号のすべてに適合する登録団体とする。

(1) 加算金の交付を受けようとする年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間（以下「基準年」という。）及び基準年の翌年となる同期間に、対象紙類を回収業者等に引き渡し、それに対して協力金が交付された登録団体

(2) 基準年に比較して基準年の翌年となる同期間に、対象紙類を回収業者等に引き渡した量が増加した登録団体

2 複数の登録団体が統合された場合、当該登録団体の対象紙類の引き渡し量は、統合前の各登録団体の対象紙類の引き渡し量の合計とする。また、一つの登録団体が複数に分割された場合、分割前の登録団体の対象紙類の引き渡し量を、分割後の各登録団体の世帯数に応じて按分した値とする。

(加算金)

第13条 加算金の額は、前条第1項各号のすべてに適合する登録団体が、基準年の翌年の対象紙類の引き渡し量から基準年の対象紙類の引き渡し量を差し引いた値に1キログラムまでごとに2円を乗じた額とする。

(加算金の申請)

第14条 加算金の交付を受けようとする登録団体は、加算金の交付を受けようとする年度の3月5日（その他市長が特に必要があると認める場合にあっては、3月31日）までに、資源物集団回収加算金交付申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の資源物集団回収加算金交付申請書（第6号様式）の提出は、資源物集団回収加算金交付申請書（第6号様式）に記載すべきこととされている事項を当該提出しようとする者の使用に係る電子計算機（市長が定める技術基準に適合するものに限る。）から入力して行うことをもってこれに代えることができる。

(加算金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の適否を審査し、加算金の交付を決定したときは、当該登録団体に対し加算金を交付するものとする。

2 加算金の交付は、前条の規定による申請があった月の翌々月までに支払うものとする。

(協力金及び加算金の返還)

第16条 市長は、登録団体が偽りその他不正な行為により、協力金及び加算金の交付を受けたときは、すでに交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、改正後の第９条の規定は、同年３月１日以降に回収された資源物について適用する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。ただし、改正後の第９条の規定は、同年３月１日以降に回収された資源物について適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年９月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。

２ この要綱の施行日の前日までに「浜北市古紙等資源回収事業奨励金交付要綱」、「天竜市古紙等資源集団回収事業奨励金交付要綱」、「舞阪町資源ごみ回収奨励金交付要綱」、「雄踏町ごみ減量協力報奨金交付要綱」、「細江町再資源化物回収協力金交付要綱」、「引佐町再資源化物回収活動協力金交付要綱」、「三ケ日町再資源化物回収協力奨励金交付要綱」、「佐久間町古紙等資源集団回収事業奨励金交付要綱」、「水窪町再資源化事業促進団体奨励金交付要綱」、「龍山村再利用資源集団回収事業奨励金交付要綱」の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

３ 浜松地域自治区以外の登録団体について、第１０条に定める資源物集荷取引伝票（様式第５号）は回収業者の発行する同等の伝票に代えるものとする。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、改正後の第８条及び第９条の規定は、同年３月１日以降に回収された資源物について適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、改正後の第９条の規定は、同年３月１日以降に回収された資源物について適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、改正後の第９条の規定は、同年３月１日以降に回収された資源物について適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、同年3月1日以降に回収された対象資源物について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 8 条及び第 9 条関係）

対象品目		協力金額
紙類	新聞、段ボール、その他紙類（紙パック等）	1 kg までごとに 5 円
	雑誌・雑がみ	1 kg までごとに 7 円
	対象品目ごとの回収量が把握できない紙類	1 kg までごとに 5 円
古着類	古着、古布等	1 kg までごとに 7 円
アルミ缶	アルミ缶	1 kg までごとに 3 円
リターナブルびん	一升びん、ビールびん	1 本ごとに 5 円

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

資源物集團回收団体届出書

(あて先) 浜松市長

回収団体の名称

代表者の住所又は回収団体の所在地

代表者の役職及び氏名

代表者又は回収団体の電話番号

浜松市資源物集団回収協力金交付要綱第3条の規定により、次のとおり回収団体の登録を届け出ます。

記

回収団体の構成		
回収団体構成人数		
実施地域（町名）		
協力世帯数		
回収計画	実施予定回数	
	実施予定月	
	回収予定品目 （該当箇所に○）	紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、 その他紙類（紙パック等）） 古着類（古着、古布等） アルミ缶 リターナブルびん（一升びん・ビールびん） その他（ ） ※事業活動に伴って生じたものは対象外
	年間回収予定数量	
	回収業者等の名称	

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

資源物集団回収団体登録通知書

登録団体の名称
代表者の住所又は登録団体の所在地
代表者の役職及び氏名 様

浜松市長

年 月 日付けで登録の届出のありました貴団体を、浜松市資源物集団回収協力金交付要綱第 4 条の規定により、資源物集団回収団体として次のとおり登録したことを通知します。

記

登録団体の名称	
代表者の住所又は登録団体の所在地	
代表者の役職及び氏名	
代表者又は登録団体の電話番号	

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

資源物集団回収団体登録変更・廃止届出書

（あて先）浜松市長

登録団体の名称
代表者の住所又は登録団体の所在地
代表者の役職及び氏名
代表者又は登録団体の電話番号

浜松市資源物集団回収協力金交付要綱第6条の規定により、登録団体の内容を次のとおり変更・登録団体を廃止したので届け出ます。

記

1 登録内容に変更が生じた場合

項目	変更前	変更後
登録団体の名称		
代表者の住所又は登録団体の所在地		
代表者の役職及び氏名		
代表者又は登録団体の電話番号		

2 廃止の場合

登録団体の名称	
代表者の住所又は登録団体の所在地	
代表者の役職及び氏名	
廃止年月日	
廃止理由	

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

資源物集団回収実績報告書

（あて先）浜松市長

登録団体の名称
代表者の住所又は登録団体の所在地
代表者の役職及び氏名
代表者又は登録団体の電話番号

浜松市資源物集団回収協力金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり資源物集団回収の実績を報告します。

記

品目	新聞（A）	段ボール（A）	その他紙類（A）	品目ごとの回収量が把握できない紙類（A）
量（kg） ※事業系を除く				

品目	雑誌・雑がみ（B）	古 着 類（B）	アルミ缶（C）	品目	一 升 び ん（D）	ビールびん（D）
量（kg） ※事業系を除く				量（本） ※事業系を除く		

支払金口座振替依頼書
上記協力金の支払いは、次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名		預金種類及び口座番号
フリガナ 口座名義		

【担当課記入欄】

（A）	×	協力金 5 円	=	①（円）	①+②+③+④= 協力金合計（円）
（B）	×	協力金 7 円	=	②（円）	
（C）	×	協力金 3 円	=	③（円）	
（D）		協力金 5 円		④（円）	

※円未満の端数は切り捨て

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

資源物集荷取引伝票

登録団体名 様

回収業者等の名称
住所又は所在地
代表者の氏名 印

年 月 日に実施した資源物集団回収の買上量及び金額は次のとおりです。

記

			単価（円）	数量	金額（円）
協力 金 対 象 品 目	紙 類	新聞		kg	
		雑誌・雑がみ		kg	
		段ボール		kg	
		その他紙類 （紙パック等）		kg	
	古着類			kg	
	アルミ缶			kg	
	一升びん			本	
	ビールびん			本	
その他					

合計金額（円）	
---------	--

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

資源物集団回収加算金交付申請書

（あて先）浜松市長

登録団体の名称
代表者の住所又は登録団体の所在地
代表者の役職及び氏名
代表者又は登録団体の電話番号

浜松市資源物集団回収協力金交付要綱第14条の規定により、次のとおり資源物集団回収加算金交付の申請をします。

記

基準年の翌年の対象紙類 計		基準年の対象紙類 計		加算金対象紙類 計
kg	－	kg	=	kg

加算金対象紙類 計		加算金		加算金額
kg	×	2円	=	円

※円未満の端数は切り捨て

支払金口座振替依頼書

上記協力金の支払いは、次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名	預金種類及び口座番号
フリガナ 口座名義	